

議案第 10 号

我孫子市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

我孫子市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 6 月 2 日提出

我孫子市長 星 野 順一郎

提案理由

総務省による選挙に係る執行経費の見直しを踏まえ、選挙長、投票管理者等の報酬の額を改定するため提案するものです。

我孫子市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

我孫子市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第16号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前																												
別表第1（第2条関係） (1)の表及び(2)の表 略 (3) 投票管理者等	別表第1（第2条関係） (1)の表及び(2)の表 略 (3) 投票管理者等																												
<table> <tr> <th>区分</th><th>報酬の額</th></tr> <tr> <td>選挙長</td><td>1回 <u>12,200円</u></td></tr> <tr> <td>投票所の投票管理者</td><td>1回 <u>14,500円</u></td></tr> <tr> <td>期日前投票所の投票管理者</td><td>1回 <u>12,800円</u></td></tr> <tr> <td>開票管理者</td><td>1回 <u>12,200円</u></td></tr> <tr> <td>投票所の投票立会人</td><td>1回 <u>12,400円</u> (ただし、立会時間内に交替する場合は、<u>12,400円</u>の範囲内で選挙管理委員会が定める額)</td></tr> <tr> <td>期日前投票所の投票立会人</td><td>1回 <u>10,900円</u> (ただし、立会時間内に交替する場合は、<u>10,900円</u>の範囲内で選挙管理委員会が定める額)</td></tr> </table>	区分	報酬の額	選挙長	1回 <u>12,200円</u>	投票所の投票管理者	1回 <u>14,500円</u>	期日前投票所の投票管理者	1回 <u>12,800円</u>	開票管理者	1回 <u>12,200円</u>	投票所の投票立会人	1回 <u>12,400円</u> (ただし、立会時間内に交替する場合は、 <u>12,400円</u> の範囲内で選挙管理委員会が定める額)	期日前投票所の投票立会人	1回 <u>10,900円</u> (ただし、立会時間内に交替する場合は、 <u>10,900円</u> の範囲内で選挙管理委員会が定める額)	<table> <tr> <th>区分</th><th>報酬の額</th></tr> <tr> <td>選挙長</td><td>1回 <u>10,800円</u></td></tr> <tr> <td>投票所の投票管理者</td><td>1回 <u>12,800円</u></td></tr> <tr> <td>期日前投票所の投票管理者</td><td>1回 <u>11,300円</u></td></tr> <tr> <td>開票管理者</td><td>1回 <u>10,800円</u></td></tr> <tr> <td>投票所の投票立会人</td><td>1回 <u>10,900円</u> (ただし、立会時間内に交替する場合は、<u>10,900円</u>の範囲内で選挙管理委員会が定める額)</td></tr> <tr> <td>期日前投票所の投票立会人</td><td>1回 <u>9,600円</u> (ただし、立会時間内に交替する場合は、<u>9,600円</u>の範囲内で選挙管理委員会が定める額)</td></tr> </table>	区分	報酬の額	選挙長	1回 <u>10,800円</u>	投票所の投票管理者	1回 <u>12,800円</u>	期日前投票所の投票管理者	1回 <u>11,300円</u>	開票管理者	1回 <u>10,800円</u>	投票所の投票立会人	1回 <u>10,900円</u> (ただし、立会時間内に交替する場合は、 <u>10,900円</u> の範囲内で選挙管理委員会が定める額)	期日前投票所の投票立会人	1回 <u>9,600円</u> (ただし、立会時間内に交替する場合は、 <u>9,600円</u> の範囲内で選挙管理委員会が定める額)
区分	報酬の額																												
選挙長	1回 <u>12,200円</u>																												
投票所の投票管理者	1回 <u>14,500円</u>																												
期日前投票所の投票管理者	1回 <u>12,800円</u>																												
開票管理者	1回 <u>12,200円</u>																												
投票所の投票立会人	1回 <u>12,400円</u> (ただし、立会時間内に交替する場合は、 <u>12,400円</u> の範囲内で選挙管理委員会が定める額)																												
期日前投票所の投票立会人	1回 <u>10,900円</u> (ただし、立会時間内に交替する場合は、 <u>10,900円</u> の範囲内で選挙管理委員会が定める額)																												
区分	報酬の額																												
選挙長	1回 <u>10,800円</u>																												
投票所の投票管理者	1回 <u>12,800円</u>																												
期日前投票所の投票管理者	1回 <u>11,300円</u>																												
開票管理者	1回 <u>10,800円</u>																												
投票所の投票立会人	1回 <u>10,900円</u> (ただし、立会時間内に交替する場合は、 <u>10,900円</u> の範囲内で選挙管理委員会が定める額)																												
期日前投票所の投票立会人	1回 <u>9,600円</u> (ただし、立会時間内に交替する場合は、 <u>9,600円</u> の範囲内で選挙管理委員会が定める額)																												

不在者投票に係る投票立会人	1 回 <u>12,400円</u> の範囲内で選挙管理委員会が定める額	不在者投票に係る投票立会人	1 回 <u>10,900円</u> の範囲内で選挙管理委員会が定める額
選挙（開票）立会人	1 回 <u>10,100円</u>	選挙（開票）立会人	1 回 <u>8,900円</u>
(4)の表 略		(4)の表 略	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。